

船橋市最高情報統括責任者設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における情報化施策について、効率的かつ効果的で適正な管理運営を図るため、行政の情報化全体を指導統括する最高責任者として最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

(CIO)

第2条 CIOは、副市長（総務部担当）の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 CIOは、次に掲げる事項に関する事務を統括する。

- (1) 情報化施策に関する方針及び立案に関すること。
- (2) 電子自治体の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の全般に関すること。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、CIOに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から実施する。